

2015年6月30日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 **消費者機構日本**

会長 青山 侑 様
理事長 芳賀 唯史 様

株式会社 長沼
代表取締役 長沼



回答書

平成27年5月29日にお問い合わせいただきました件について、下記の通り回答致します。

1. 資格認定証の授与及びその効力について

資格認定証は、各級の定められた審査を受け、合格した後、認定料を納め資格取得の申請をしたものに交付されるものでありますので、授与式に参加をしなければ資格そのものが認定されないというようなことはございません。

さらに補足させていただきますと、授与式とは、その資格を日本和装教育協会から資格取得者へ受け渡すセレモニーであり、きもの学院の生徒にとって晴れの場とも言うべき場です。従いまして、弊社としては、その式には極力参加をして頂きたいと考えてはおりますが、あくまで授与式への参加は任意であり、欠席することで資格が取り消されるものではございません。

2. 各学科の料金表における資格認定証授与までに要する費用の提示について

資格認定等に付随する必要費用の明確化については、現在進行中の契約書改定の中で、取組みを行っております。別紙のような一覧表を契約書内の規約に盛り込む予定です。また、詳細な料金体系の説明を申込前に実施することを徹底してまいります。

3. 契約書の発行および事前説明について

本件に関しても、上記2に記載のあります契約書改定内で取り組んで参ります。

4. 着物等の販売について

実際に、資格認定の為の面接試験の折には着物（小紋）の着用を義務付けておりますが、自前の着物でも可としている為、着物の購入が必須という訳ではありません。

弊社としては、着物等の紹介は着物の知識を学ぶ上で必要な事と考えますが、その購入に関しては、授業や資格の認定とは直接関係はなく、講師・学院主催者という立場を利用しているような販売は控え、受講生に不安感や不審感を抱かせるような事のないよう慎重に対応致します。

以上